

著作権

担当者および運用のガイドライン

一般社団法人
日本歯科理工学会
著作権問題担当常任理事

1. 著作権問題担当者の選任について

2000年4月の日本歯科理工学会総会で、本学会が発行する著作物(歯科材料・器械誌, Dental Materials Journal, DE)の著作権を学会へ一元的に帰属することが決定された。これに伴い、著作権問題担当責任者として和文誌編集担当の常任理事をその任に当てることとする。また担当委員として英文誌, DEの各担当常任理事を当てる。

2. 著作権問題担当者の業務

- 1) 引用・利用の許諾願を処理。
- 2) 著作権侵害が発生した場合、関係者から事実関係の調査を行い対応を検討する。
- 3) その他、著作権に関する事項。

3. 運用のガイドライン

1) 「複写」と「転載」の定義について

複写：	原本のコピーを作る。 (「複写にかかわる総合的権利委託契約」が学術著作権協会と本学会の間で締結されており、複写については学術著作権協会に対処)
転載：	原本内容を他の論文、著書、文書等に引用し、原稿作成に利用する。 (希望者は学会に対して転載許可の申請をする必要があり、本学会が対処する)

2) 転載の対応事例について

例(1)	論文著者自身が、成果報告書〔科学研究費成果報告書など〕や学位審査論文の編纂に利用する、あるいは著書や商業誌掲載の論文等の執筆に利用する。	著作権を学会へ一元的に帰属することの主目的が情報化時代への対応のためであり、著者の権利を制限するためでないところから、著者は、「本学会著作物からの引用」を明記することによって、許諾申請手続きなしで、当該著作物の一部を学協会(本学会も含む)が発行する出版物(雑誌や書籍等、営利目的でない)に利用・転載できることとする。また、出版社が発行する出版物(いわゆる商業雑誌や書籍)に利用・転載する場合もこれに準ずる。
例(2)	論文著者以外の者が、その著書や商業誌掲載の論文等の執筆に利用する。	著者でない者が、当該著作物の一部を学協会(本学会も含む)が発行する出版物(雑誌や書籍等、営利目的でない)に利用・転載する場合は、学会へ許諾申請手続きを行う。担当理事はこれを審査し、特段の問題がなければ「本学会著作物からの引用を明記する」ことを条件に許諾する(原則許諾)。但し、判断が困難な場合は常任理事会に諮る。この場合、著作権使用料の負担を求めない。また、出版社が発行する出版物(いわゆる商業雑誌や書籍)に利用・転載する場合もこれに準ずる。
例(3)	企業等が、広告や情報提供のための出版物(カタログ、パンフレット、マニュアル等)の原稿作成に利用する。	前記例(2)と同様に、学会へ許諾申請手続きを行う。担当理事はこれを審査し、著者の同意と「本学会著作物からの引用を明記する」ことを条件に許諾する。但し、判断が困難な場合は常任理事会に諮る。この場合、学会は著作権使用料の負担を求めないが、謝金等について著者との合意を求める。

以上の事例が想定されるが、転載された内容については学会は責任を負わない(免責される)こととする。